

令和2年4月7日

保護者のみな様

羽島郡二町教育委員会
教育長 野原 弘康
笠松町立笠松小学校
校長 樋口 敦子

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る小中学校の臨時休業について（お知らせ）

春暖の候、お子様のご入学、ご進級おめでとうございます。平素は学校教育にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、この度、岐阜県教育委員会から県内の小・中学校に対して、県立学校と同様、4月19日（日）まで休校とするよう要請がなされました。それに伴い、郡内小・中学校においては、下記のように対応することとしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 臨時休業期間と学校再開日

*令和2年4月8日(水)から4月17日(金)までを臨時休業期間とし、4月20日(月)より学校を再開します。

2 お願いしたいこと

*感染症拡大防止のための臨時休業です。お子さまの健康管理を含め、不要不急の外出はお控えください。(裏面「お子様を感染症から守るために」をご参照ください。)

*休業期間中の学校からのお知らせは、保護者メールを活用します。また、ホームページでも情報提供する予定です。

3 学習について

*文科省が、臨時休業期間中の児童生徒の学習の支援方策の一つとして、公的機関等が作成した、児童生徒及び保護者等が自宅等で活用できる教材や動画等を下記のサイト「通称「子供の学び応援サイト」」にて紹介しております。お子様の興味関心に合わせてご活用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm